
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」**
- 予想信用損失の測定における信用補完

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、予想信用損失の測定における信用補完に関するアジェンダ決定案について、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の要求事項を適用する際、予想信用損失（ECL）の測定における信用補完による影響について、明確化を求める要望書を受け取った。IFRS 第 9 号 B5. 5. 55 項は、担保及びその他の信用補完が契約条件の一部であり、かつ企業が当該信用補完を別個に認識していない場合には、ECL の測定の際、当該信用補完から見込まれるキャッシュ・フロー（CF）を含めることを要求している。要望書は、具体的には、貸出金の契約条件と不可分（integral）になっている財務保証契約又はその他のあらゆる信用補完から見込まれる CF を ECL の測定に含めることができるか否か（これを含めない場合、当該信用補完は別個に認識することが要求されることになる。）について質問している。
3. 要望書の提出者は、銀行が債務者に対して貸出を実行し、当該貸出にかかわる信用リスクを緩和するために、貸出実行日において当該貸出にかかわる債務保証の提供を第三者から受ける（ここで、銀行は、当該保証人へ保証料の支払いを行う。）という事例を記載している。
4. 要望書の提出者は、下記の 3 つの見解を示している。

- (1) 見解 1：信用補完から見込まれる CF を ECL の測定に含める。

信用補完から見込まれる CF は、契約条件と不可分であるため、ECL の測定に含め、別個には認識しない。当該見解を支持する者は、信用補完が契約条件と不可分である場合には、IFRS 第 9 号 B5. 5. 55 項における「別個認識」に関連する要求事項/要件は無視できると述べている。

- (2) 見解 2：信用補完から見込まれる CF を ECL の測定に含めない。

信用補完は、別個に認識される金融商品であるため、当該信用補完から見込まれる CF を ECL の測定に含めることはできない。当該見解によれば、信用補完が契約条件と不可分であっても、別個に認識することが要求されているのであれば、当該信用補完から見込まれる CF は、ECL の測定に含めることはできないことになる。

- (3) 見解 3：会計方針の選択として取り扱う。

III. 2018 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフの分析

5. IASB スタッフは、下記を理由として、本件に関するアウトリーチを実施しなかったと説明していた。
- (1) これまでの非公式なリサーチ及び要望書の提出者から提供された情報により、要望書に記載された事例が広範に及んでいることを認識していること。
 - (2) 本論点は、IFRS 第 9 号の適用に関連するものであり、今年が IFRS 第 9 号の適用初年度であることから、緊急性が高い事案として、2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で審議することが適切であると考えたこと。
6. IASB スタッフは、IFRS 第 9 号 B5. 5. 55 項は、担保及びその他の信用補完が契約条件と不可分であり、かつ企業が当該信用補完を別個に認識していない場合には、ECL の測定の際、当該信用補完から見込まれる CF を含めることを要求しており、したがって、信用補完から見込まれる CF を ECL の測定に含めるためには、当該信用補完が下記の双方の要件を満たすことが必要であると分析していた。
- (1) 当該契約条件の一部であること。
 - (2) 企業により別個に認識されていないこと。
7. したがって、企業は、適用可能な IFRS 基準に基づき信用補完を別個に認識することが要求されるか否かについて決定する必要があるとし、信用補完について別個の認識が要求される場合には、たとえ契約条件と不可分であっても、別個に認識しないという決定はできないと IASB スタッフは分析していた。また、信用補完が契約条件と不可分でない場合に、当該信用補完を別個に認識することが要求されない場合であっても、当該信用補完から見込まれる CF を ECL の測定に含めることはできないと IASB スタッフは分析した。

8. IASB スタッフは、例示として、信用補完がクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) の形態によっている場合を取り上げ、IFRS 第 9 号における認識に関する関連する要求事項を満たす場合、企業は当該 CDS を FVPL 測定されるデリバティブとして別個に会計処理する必要があり、その結果、当該 CDS から見込まれる CF を ECL の測定に含めることはできないと分析していた。
9. これらの分析に基づき、IASB スタッフは、IFRS 第 9 号の要求事項は、要望書に記載された事例において、ECL を測定する際、信用補完から見込まれる CF を含めるべきか否かを企業が判定するための十分な基礎を提供していると結論付け、基準設定アジェンダとして取り上げず、その代わりに、要望書に記載された事例において IFRS 第 9 号の要求事項を企業がどのように適用するのかについて説明するアジェンダ決定案を公表することを提案していた。

IFRS-IC 会議での議論の結果

10. 本論点については、IASB スタッフの分析及び見解に賛同する意見が聞かれ、反対する意見は聞かれなかった。また、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言については、論点を明確化するため、「契約条件と不可分であると判断されるか否か」に言及せず、「信用補完を別個に認識することが要求されるか否か」に焦点を当てるべきとの意見が聞かれた。
11. 議論の結果、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言を一部修正した上で、本論点については、既存の IFRS 基準における要求事項は、要望書に記載された事例において、ECL を測定する際、信用補完から見込まれる CF を含めるべきか否かを企業が判定するための十分な基礎を提供していることから、基準設定アジェンダとして取り上げないこととする旨のアジェンダ決定案が公表されている（なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

今後の予定

12. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2019 年 2 月 6 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

別紙 1 2018 年 11 月の IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

予想信用損失の測定における信用補完（IFRS 第 9 号「金融商品」） - AP6

委員会は、IFRS第9号の減損の要求事項を適用する際の予想信用損失の測定に信用補完が与える影響に関する要望を受けた。要望書は、金融保証契約又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローについて、信用補完がIFRS基準を適用した場合に区分して認識することを要求される場合に、予想信用損失の測定に含めることができるかどうかを質問していた。

予想信用損失を測定する目的上、IFRS第9号のB5. 5. 55項は、予想されるキャッシュ不足の見積りが、契約条件の一部である担保及び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が区分して認識していないものを反映することを要求している。

したがって、委員会は、信用補完から見込まれるキャッシュ・フローは、信用補完が下記の両方である場合には、予想信用損失の測定に含まれると考えた。

- a. 契約条件の一部である。かつ、
- b. 企業が区分して認識しない。

委員会は、信用補完を区分して認識することがIFRS基準で要求される場合には、企業はそこから見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることはできないと結論を下した。企業は、信用補完を区分して測定することが要求されるかどうかを判定するために、適用されるIFRS基準を適用する。IFRS第9号のB5. 5. 55項は、IFRS第9号又は他のIFRS基準における区分認識の要求事項の適用の免除を設けていない。

委員会は、既存のIFRS基準における要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、信用補完~見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めるべきかどうかを企業が判断するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

(ITGにおける関連した議論)

2015年12月に、金融商品の減損に関する移行リソース・グループ（ITG）が、担保及び他の信用補完からのキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることに関する、これと関連してはいるが別個の事項について議論した。具体的には、ITGは、IFRS第9号のB5. 5. 55項における「契約条件の一部」とは何を意味するのかを議論した（アジェンダ・ペーパー5）。

以 上

別紙 2 関連する IFRS 基準の規定

IFRS 第9号「金融商品」

B5. 5. 55 予想信用損失を見積る目的上、予想されるキャッシュ不足の見積りは、契約条件の一部である担保及び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が別個に認識していないものを反映しなければならない。担保付の金融商品について予想されるキャッシュ不足の見積りは、抵当権実行の可能性が高いかどうかを問わず、抵当権実行により見込まれるキャッシュ・フローの金額及び時期（当該担保の取得及び売却のためのコストを控除）を反映する（すなわち、期待キャッシュ・フローの見積りは、抵当権実行の確率とそこから生じるキャッシュ・フローを考慮する）。したがって、契約の満期後に担保の実現から見込まれるキャッシュ・フローがあれば、この分析に含めるべきである。抵当権実行により取得した担保は、本基準又は他の基準において関連する資産の認識要件を満たす場合を除いて、担保付の金融商品と別個の資産としては認識しない。

以 上